

名古屋市交通問題調査会条例

昭和 55 年 12 月 15 日

条例第 68 号

（設置）

第 1 条 本市に市長の附属機関として、名古屋市交通問題調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 調査会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（1）市営交通事業の運営及びこれに関連する交通問題に関すること。

（2）まちづくりと連携した総合交通体系の形成に関すること。

（報告及び意見の聴取）

第 2 条の 2 市長は、必要に応じ、前項の答申に基づき、又は当該答申を参考として行った取組について、調査会に報告し、意見を聴くことができる。

（組織）

第 3 条 調査会は、委員 30 人以内をもって組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）市議会議員

（3）関係行政機関の職員

（4）前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第 5 条 調査会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 調査会の会議は、会長がこれを招集する。

2 調査会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第 7 条 調査会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、調査会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を調査会に報告する。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 専門部会に部会長を置き、会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議の議長となる。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

第 8 条 調査会に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて調査会の事務を処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和 56 年規則第 9 号で昭和 56 年 2 月 14 日から施行)

附 則 (平成 6 年条例第 7 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年条例第 66 号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成 15 年規則第 6 号で平成 15 年 3 月 28 日から施行)